以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

１ 案件の名称

足立区認知症施策推進計画素案

２ 公表資料

足立区認知症施策推進計画素案

３ 公表方法及び公表場所

（１）区のホームページへの掲載

（２）福祉部高齢者はつらつ支援課（区役所本庁舎北館１階）での閲覧及び配布

（３）区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館２階）、政策経営課（区役所本庁舎南館９階）、各地域包括支援センターでの配布

４ 意見の募集方法

（１）意見の募集期間

令和８年１１月２５日（水）～ 令和８年１２月２５日（金）

（２）意見を提出できる人

ア　本区に居住、勤務又は在学する方

イ　本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体

ウ　施策等の案に直接的な利害関係を有する方

（３）意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表させていただきます。

ア　窓口への持参（庁舎開庁日の午前８時30分から午後５時までにご持参ください）

イ　郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）

ウ　ファクシミリ

エ　意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力

➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※　「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。

※　上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

（４）意見の提出様式

・　様式の指定はありません（様式自由）。

・「（２）意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。

・　題名に“パブリックコメント「足立区認知症施策推進計画素案」への意見”とご記入ください。

※　意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

５ 意見募集の趣旨

令和８年４月、足立区は「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」（以下、「条例」）を施行しました。

条例は、認知症の有無にかかわらず、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、支え合うことで、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し制定したものです。

条例の理念を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、足立区認知症施策推進計画の素案を作成しました。計画期間は、令和９年度から１４年度までです。

本素案について、皆様からのご意見をお伺いいたします。

【第１章】計画策定にあたって
【第２章】認知症を取り巻く現状と課題
【第３章】計画の基本理念
【第４章】施策の展開
【第５章】資料編

６　意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期

公表予定時期【令和９年２月頃】

- いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区福祉部高齢者はつらつ支援課認知症施策推進計画担当
住所：〒120-8510　足立区中央本町１-１７-１（区役所本庁舎北館１階）
電話：03(3880)5953　　ＦＡＸ：03(3880)5614
電子メール：care-s@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先 】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館９階）
電話：03(3880)5811　　ＦＡＸ：03(3880)5610
電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp